



# 長野県報

9月12日(月)  
平成17年  
(2005年)  
第1693号

## 目 次

### 告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医務課) .....	1
公共測量の終了(監理課) .....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路維持課) .....	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路維持課) .....	2
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事(道路維持課) .....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	2
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) .....	3

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	4
長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地域の指定案の縦覧(2件)(林政課) .....	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) .....	4
一般競争入札(2件)(道路維持課) .....	4

### 告 示

#### 長野県告示第388号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認 定 の 有効期限
一之瀬脳神経外科病院	松本市大字島立2093番地	平成20年9月11日

医務課

#### 3 作業地域

小県郡丸子町靈泉寺地区、小県郡青木村全域、小県郡武石村全域、小県郡和田村全域、東御市西田沢地区、上田市全域

監理課

#### 長野県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年9月27日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町明科線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市大字社5885番の1地先から 大町市大字社5442番の1地先まで	旧	m 7.6~11.0	km 0.3901
同上	新	10.2~20.5	0.3901

#### 長野県告示第389号

長野県上田建設事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

##### 1 作業種類

公共測量(数値図化レベル2500)

##### 2 作業期間

平成16年9月29日から平成17年7月29日まで

## 道路維持課

## 長野県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年9月27日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 大町明科線

2 供用を開始する区間

大町市大字社5885番の1地先から

大町市大字社5442番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年9月12日

## 道路維持課

## 長野県告示第393号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、砂防事務所、市役所及び町村役場に備え置きます。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
樺内 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱16号から23号までを順次結んだ線及び標柱16号と23号を結んだ線に囲まれた区域	長野市	大岡乙 " " " " " "		366番 367番2 367番1 366番 371番2 366番	16号 17号から19号まで 20号 21号 22号 23号
中尾 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱17号と平成8年11月11日長野県告示第793号で指定した中尾急傾斜地崩壊危険区域の標柱12号を結んだ線、標柱12号から16号を順次結んだ線及び標柱16号と右に掲げる地番の土地に存する標柱17号を結んだ線に囲まれた区域並びに右に掲げる地番の土地に存する標柱18号から22号までを順次結んだ線、標柱22号と平成8年11月11日長野県告示第793号で指定した中尾急傾斜地崩壊危険区域の標柱7号を結んだ線、標柱7号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と右に掲げる地番の土地に存する標柱18号を結んだ線に囲まれた区域	上水内郡 信州新町	越道 " " " " " "	中尾	7327番2 7311番 7305番1 7280番ハ 7290番1 7294番1	17号 18号 19号 20号 21号 22号
舟場 (追加)	平成10年4月26日長野県告示第214号で指定した舟場急傾斜地崩壊危険区域の標柱7号と8号を結んだ線、標柱7号と右に掲げる土地に存する標柱13号を結んだ線、標柱13号から18号までを順次結んだ線及び標柱18号と平成10年4月26日長野県告示第214号で指定した舟場急傾斜地崩壊危険区域の標柱8号を結んだ線に囲まれた区域並びに平成10年4月26日長野県告示第214号で指定した舟場急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号から6号を順次結んだ線、標柱4号と右に掲げる土地に存する標柱19号を結んだ線、	北安曇郡 八坂村	学校 アタラシヤ 椿畑 新切 上ノ平 上ノ平 大林 石原口		15883番1 15874番1 15864番1 15979番 15994番イ 16000番2 16083番イ 16460番3	13号 14号 15号 16号 17号 18号 19号 20号

	標柱19号と20号を結んだ線及び標柱20号と平成10年4月26日長野県告示第214号で指定した舟場急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号を結んだ線に囲まれた区域					
御影堂	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域	木曽郡 木曽福島町			6858番 6856番 6730番 6717番 6714番地先 道路敷 6611番 6612番地先 道路敷 6845番2	1号 2号及び3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号
小市団地下	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域	長野市	安茂里	小市四丁目	5747番2 5829番 5815番 5738番 5739番 5740番 5742番5	1号 2号及び3号 4号から6号まで 7号 8号 9号 10号

砂防課

## 選告示第61号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成17年9月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

35,454	35,459
362,117	362,152
12,004	12,004
17,082	17,086
21,033	21,038
12,662	12,666
25,477	25,485
19,033	19,034
10,433	10,433
15,171	15,171
27,226	27,235
9,883	9,884
11,254	11,252
7,018	7,018
15,129	15,131
96,587	96,598

別表中	54,540	を	54,555	に改める。
	32,717		32,723	
	15,005		15,001	
	28,209		28,211	
	14,207		14,207	
	19,796		19,798	
	11,974		11,976	
	16,420		16,420	
	9,096		9,096	
	11,419		11,421	
	8,147		8,148	
	9,091		9,092	
	14,846		14,845	
	17,037		17,036	
	10,568		10,569	
	17,845		17,845	

選挙管理委員会